東洋史研究
第五十一卷　第四號　平成五年三月發行

宋代陝西・河東の鐵錢問題

宮澤知之

緒言
一　陝西の鐵錢
二　河東の鐵錢
結語

緒言

宋朝は貨幣を媒介として全國的物流を組織し、また國家と社會を往復する貨幣を通して一般人民を支配した。貨幣を媒介とするこの體制は、官錢なら國家が最終的には必ず受けとるという信用に支えられていた。(1) 官錢の信用を維持することは一方で私鑄錢の排除が要請されることでもある。私は別稿(2)において、官錢の信用にかかわる問題として銅錢の私鑄を取上げ、宋朝は造幣權を確立して私鑄錢はたとえ好錢であっても公認しなかったこと、貨幣の鑄造發行は採算にあわないと認識しても維持したこと、銅禁の施行等によって小平銅錢・折二銅錢の私鑄は基本的に排除することに成功したこと、大

量の官錢鑄造によって私鑄錢の存在意義を局限したこと、その結果唐五代の貨幣流通の二元性（國家と社會の間における官錢と私鑄好錢の流通、社會内部における私鑄惡錢の流通）は徐々に解消されたことなどを論じた。

かくて銅錢は宋代の基幹貨幣として、四川を除く全國で通用し、宋朝の統一的な經濟政策の鍵鑰の位置を占めていた。しかし宋朝は、銅錢のみで財政支出が支え切れないとき、また社會の流通貨幣の不足が深刻なとき、あるいは銅錢の國外流出を防止する必要に迫られたとき、鐵や紙を素材とする貨幣を發行した。鐵錢や紙幣は行使地域と時期に限定があり、また全通用地域にわたる畫一的な錢法がなかったように、銅錢を中核とする國家財政内において補助的な位置を占めていたと一應は言うことができる。しかしこの財政を補助する貨幣という位置づけは微妙な問題を含んでいる。なぜならこれらの貨幣は宋朝の貨幣體系の一環を占めるという意味で銅錢と同じ仕組みをもつ面があると同時に、いささか便宜的に發行され宋朝の貨幣體系を崩す側面をも持ち合わせていたからである。鐵錢の私鑄問題は、この鐵錢制度のかかえる様々な問題の集中的な表現である。本稿は鐵錢の私鑄問題を中心に据え、その發生の仕組みを追求することによって、宋代貨幣問題の一端を考察するものである。

なお本稿は陝西・河東のみを取り上げるが、これは兩地域が銅鐵錢が兼用された場合の典型的な事例をなすからである。宋初を除いて銅鐵錢が兼用されなかった四川については別に論じることにしたい。(3) さて陝西・河東の鐵錢の研究は、日本においては日野開三郎、宮崎市定兩氏の研究があるほか、さらに最近、加藤繁氏がかつて東京帝國大學でおこなった講義錄も公刊された。(4) また中國でも多くの研究があるが、最近では出土貨幣の報告やそれにもとづいた研究も蓄積されつつある。(5) このように兩地域の鐵錢の研究はすでに多くの研究者の取り上げたテーマであり、多くの事實も明らかになっているのであるが、しかし各論者の間には事實經過に關する認識の食い違いが相當たくさん見られるほか、見逃されてきた重要な事實もある。從って本稿は鐵錢發行の事實經過を再論するが、論者間に見られる認識の相違について一々註記すると極めて煩雜であるから、特別な場合を除いて省略することとする。

一　陝西の鐵錢

陝西二路（永興軍路、秦鳳路）の鐵錢の流通狀況に關して二說ある。一つは宋初以來流通したとする說で、中國で提唱されている見解である。[6] 二つは一、二年の差異はあるが慶曆初めに導入されたとする說で、中國および日本での通說をなしている。兩者はそれぞれ文獻的根據を有するが、[7] とくに第一說は陝西出土の鐵錢に慶曆以前のものがあることを重視した學說である。この場合慶曆以前の鐵錢は、五代錢を繼承したり他路の鑄造貨幣を移入したものと解釋し、慶曆に始めて鐵錢監が設置されたと理解することになる。[8] しかしかりに宋初以來陝西で鐵錢が流通したことがあったにしても、鐵錢が銅錢と竝ぶ重要な貨幣であったわけではない。[9] 慶曆以前の流通狀況を具體的に示す資料はなく推測の域をでないが、おそらく流通はごく少額に止まったに違いない。

さて陝西では、對西夏戰爭の軍費をまかなうため、慶曆元年（一〇四一）、本格的に鐵錢の鑄造を開始し通用せしめた。[10] そのとき鑄造された鐵錢は當十錢と小平錢の二種であり、銅錢とともに流通した。新鐵錢の民間への投入は激しい私鑄を引き起こした。その原因は銅鐵錢の公定比價一對一（以下、銅鐵錢比價は銅錢一に對する鐵錢の枚數の比で表示する）の設定と當十大鐵錢の導入にあるだろう。慶曆新錢の比價については明白な資料的根據を缺くが、後にみるように陝西とほぼ同時に鐵錢を鑄造發行した河東では等價であること、また後述するように慶曆八年に一對三に貶價したことを考慮すると、新錢鑄造の初め等價であったことは間違いないであろう。なお陝西鐵錢の沿革は複雜であるから、本章末の一覽表を參照されたい。

民間に投入されるや忽ち私鑄の標的となったのは當十鐵錢である。そこで政府は、時期は不明であるが私鑄を防止するため當十を當五に改め、[11] ついで慶曆八年（一〇四八）六月さらに當三に變更した。[12] 當十から當三までの變更は大鐵錢の小鐵錢に對する關係內でのことであるが、また銅錢と鐵錢という異種貨幣の關係においても直接に價值關係の變更が實施さ

れた。すなわち發行の初め大銅錢と大鐵錢、小銅錢と小鐵錢も一對一であったものを、慶曆八年に大銅錢と大鐵錢の公定比價は一對三、小銅錢と小鐵錢も一對三と改定した。つまり小鐵錢の銅錢に對する比價は大銅錢に對しては一對一〇から一對九に上昇、小銅錢に對しては等價から一對三に下落したわけである。[13] こうして慶曆八年、大鐵錢の當三への貶價とともに、大鐵錢も小鐵錢も小銅錢に對する比價を低落させたが、結局、七月には鐵錢の鑄造を停止して、[14] 舊錢のみ流通させることになった。鐵錢の公定相場を引き下げたのは、それが私鑄對策に有效であると判斷されたからだと思われる。等價關係が鐵錢の私鑄をもたらすのは、鐵錢の生產費が銅錢より低く、銅鐵錢の直接交換で利益が生じる場合である。慶曆年閒の鐵錢の生產費は不明であるが、同八年の鐵價は每斤二四～二五文で、[15] 銅錢の數分の一にすぎなかった。これでみると慶曆鐵錢の生產費は銅錢より低かったと思われる。なお政府は慶曆新錢の投入に當たって民閒の鐵生產と販賣を禁じ、一應鐵錢私鑄を防止する對策を施したらしいが、あまり效果を上げなかったようである。[16]

ところで慶曆元年における鐵錢發行時の等價の設定は大小錢ともに私鑄に有利に働き、また慶曆八年の一對三への改定を見ると大小錢がともに私鑄の對象となった結果のように思われるが、實は當時、

> 姦人小鐵錢を鑄さざる所以の者は、大銅錢を鑄て利を得ること厚きを以てなり。而して官必ずしも禁ぜず。（『長編』卷一六四、慶曆八年六月丙申）

と言われており、慶曆年閒、小鐵錢の私鑄は禁止の必要のない程度であったことが知られるのである。この時期の鐵錢の私鑄は、對銅錢比價等價という條件とともに、大鐵錢と小鐵錢との閒に存する名目價値（額面）と重量の不均衡、すなわち額面が十倍であるのに重量は大體二～三倍という不均衡の狀態[17]が複合した結果、特に大錢で發生し、小錢の私鑄は大錢私鑄の利益が大きいために、かえって抑制されたと考えられる。小鐵錢の私鑄が大したものでなかったとすると、小鐵錢の小銅錢に對する公定比價三分の一の減價は私鑄小鐵錢の小銅錢との交換を防止するためという意味はもちろんあるが、それよりも大銅錢と大鐵錢の比價との釣り合いをとるために附隨してとられた措置であったことの意味が大きいことにな

ろう。日野氏は、鐵錢相場の下落の原因を銅錢の減少すなわち銅錢相場の上昇に求めているが（四一四頁）、慶曆初年および八年における銅鐵錢比價の設定とその變更は、銅錢や鐵錢の供給量とは論理的に無關係であり、大鐵錢の私鑄を防止することを目的として、政治的に政府の意圖する値が設定されたのである。

慶曆八年に一旦停止された大鐵錢の鑄造はまもなく再開されたようである。

・皇祐元年（一〇四九）錢を鑄す。皇祐元寶と曰う。又た陝西大銅錢・鐵錢をして皆な一を以て十に當てしむ。（李佐賢『古泉匯』利集卷一〇に引く『永樂大典』）

・皇祐二年二月、又た陝西大銅錢・大鐵錢をして曰（皆の誤りか）な一を三に當てしむ。（章如愚『群書考索』後集卷六一）

但し皇祐年閒の鐵錢は、傳世品・出土品ともになく、鑄造額は極めて少額であったと思われる。ここでは再び鑄造された(18)當十錢がまもなく當三に貶價されたこと、銅鐵錢比價が再び等價とされた可能性のあることに注意しておきたい。それにしても短期閒における頻繁な大鐵錢の價値變更と銅鐵錢比價の變更は、經濟を相當混亂させたことであろう。

皇祐年閒の大鐵錢の貶價は慶曆の大鐵錢と同樣、私鑄の横行を原因としたようである。そこで至和元年（一〇五四）極めて精巧な當三大錢が鑄造され、これによって私鑄の防止が圖られた(19)。しかし當三大錢は私鑄を防止することができなかった。それは小鐵錢との併用が維持されたままであったこと、また至和の後、鑄錢監の運營に率分錢が導入され、そのため官錢の精巧さが失われて私鑄を加速したことなどが原因である(20)。率分錢とは各錢監で定額以上の鑄造が達成された場合、剩餘の一部を工匠に分配する制度である。これは鑄造制度上の事柄ではあるが、鐵錢が國家的信用を根據に名目價値(21)を維持する貨幣である以上、官錢の精巧さの喪失は意外に重大な意味をもつと思われる。

その後嘉祐年閒にまた鐵錢の流通狀況に變化がおこる。まず嘉祐元年（一〇五六）八月庚戌「陝西の小鐵錢を罷」めた(22)。「罷」という表現はこれだけでは通用禁止か鑄造停止かはっきりしないが、慶曆八年以後、小鐵錢鑄造を伺わせる資料が存在せず、ただ舊錢のみが流通していたと推測されることを考慮して、この施策を私鑄對策の一環としてみると「罷小鐵

錢」とは小鐵錢の通用停止という強い處置ではなかったかと思われる。つまり私鑄の對象ではない小鐵錢を通用停止にすることによって社會から小鐵錢を追い出し、大錢との比價を無意味にすることが圖られたものと推測されるのである。次に嘉祐三年十二月、陝西都轉運使曹穎叔が大錢盜鑄の對策として「諸州鐵錢を鑄するを罷め、而して三を以て銅錢の一に當てんことを請う」て裁可された。[23] 大鐵錢の鑄造がこの時點でまた停止され、再度銅鐵錢比價が一對三に改定されたのである。

かくて嘉祐三年の時點で大錢は鑄造停止、小錢は通用禁止であったが、流通界からの小鐵錢の排除は容易でなく、また大鐵錢の私鑄もおさまらず、さらに民間における對銅錢比價も低落したらしい。嘉祐四年（一〇五九）二月、終息しない大鐵錢私鑄の對策として當三をさらに當二に改めた。この變更は額面と重量の比（額面／重量）をとると、むしろ大錢の方が小錢より小さくなるようにしたものだが、これによって漸く盜鑄は終息したとある。[24] 以後數年の間、陝西鐵錢の錢法は比較的安定したようである。

慶曆から嘉祐までの私鑄をふりかえると、等價・當十、等價・當五、等價・當三、一對三・當三のいずれかの條件で大錢の私鑄が引き起こされた。つまり大小鐵錢の價値關係の不均衡を最大の誘因とし、それに銅錢と等價ないし一對三という關係が絡んで出現した私鑄であると要約できる。だがそれにしても何故、當三錢私鑄の防止のために、先に當二に貶價することをせず、かえって私鑄が問題化しなかった小鐵錢を罷めるといった大膽な政策を選擇したのであろうか。ここには、できるだけ額面の大きな貨幣を通用させようとする鐵錢導入の財政的意圖が現れているようである。

嘉祐四年以後しばし安定したように見える陝西鐵錢は治平末になると、また新しい問題が發生した。治平四年（一〇六七）「闊薄・漏賈・字樣不明・不成楞郭」など極端な惡錢を除いて私鑄錢の國庫納入を公認し、その結果「濫錢蕩然として禁ずる無し」と言われる狀態となったからである。[25] 政府はこの事態に對處して、熙寧七年（一〇七四）にいたって、

惡錢の買い上げ政策を檢討した。

是の時、關中の錢法弊る。永興軍路安撫使吳中復請うらく、錢四十を以て缺薄惡錢一斤を買わんとすれば、則ち民閒專ら省樵の大錢を行い、而して大錢少なく、用いるに足らず。請うらくは、買う所の惡錢を以て悉く大錢に改鑄し、而して民閒行う所の私大錢一は、一小銅錢を以て買い、之を更鑄せん、と。(『長編』卷二五六、熙寧七年九月壬戌)

この記事によると、民閒では小錢は流通せず省樣の大錢が專ら通用していたが、その流通量が少ないため惡錢私鑄の狀況が出現していたことが分かる。小錢の通用が停止されてから十八年、大錢の鑄造が停止されてから十六年が經過し、通貨が不足していたのである。治平四年における極端な惡錢でない私錢の公認も、その時すでに通貨不足の狀態が現れ、これに對處した措置であったと思われる。なお惡錢以外の私錢の國庫通用は、私錢のなかに官錢とさほど差のない好錢も多かったことを示している。私鑄好錢の國庫通用は事實上官私の錢の區別をなくし、私鑄を盛んにする一因となったであろう。また私鑄好錢の公認は、銅錢で確立した國家の造幣權が、鐵錢では必ずしも排他的には堅持されていなかったことを意味する。宋朝の鐵錢政策には銅錢と違って便宜的な面が強いようである。

熙寧八年二月、國庫見管および民閒より收買した惡錢を用いて大鐵錢(折二錢)の鑄造が再開された。この時、安撫司・轉運司は一旦は私錢の通用を一切認めない方針をとったが、結局「公私未便」との理由で從來通り極端な惡錢以外の通用が認められたという經緯がある。[26] 改鑄の原料となった用に堪えない私鑄錢は、熙寧九年九月の時點で鑄造再開時點の二〇萬貫[27]をはるかに越えて實に一、一五九、八〇〇餘貫という莫大な額に及んだ。[28] わずか一年半餘りで百萬貫近い惡錢が回收されたのである。熙寧年閒、私鑄の激しさが一層增したように思われる。[29]

ところでこの百萬貫の惡錢は、當初見管分の二〇萬貫が大錢であること、[30] また少し後に折二錢を一文として通用させよという意見すら提出されたことを見ると、大錢が主要であったと思われるが、實は「通用の私小鐵錢」も含まれていたことに注目したい。[31] 熙寧八年二月の鑄造再開は大錢のみであったが、その後小鐵錢の鑄造も再開された。その時期について

は特定できないが、『宋會要』食貨一一―二の熙寧末（九または十年）の記錄と推定される鑄錢監の歲額統計によると、陝西六監はいずれも大鐵錢を鑄造しており、同書食貨一一―八にひく元豐三年の『中書備對』によると、四監は折二錢、二監は小鐵錢の鑄造となっている。つまり小鐵錢の鑄造再開の時期は、熙寧九年から元豐三年までの間のことと推測できる。[32]とすると「通用の私小鐵錢」の現れる記事は熙寧八年二月のことであるから、官鑄小錢が流通しない狀況下で私鑄の小鐵錢が通用していたことを示している。換言すると、民間に通用する私小錢は官鑄小錢を模造したものではなく、全く民間獨自の私鑄錢ということになる。

このように治平から熙寧にかけて、折二錢と小錢の雙方で私鑄が激化した。前述したように嘉祐四年、當三を當二に貶價したとき私鑄は終息した。大錢の價値變更は銅錢の場合でも同樣の經過をたどり、發行時の當十から當二にまで貶價した結果、私鑄を排除し安定した通貨となることができた。これでみると熙寧八年の折二錢の發行は本來、私鑄を惹起しないはずである。それにもかかわらず私鑄が激化した最大の理由は通貨不足にあったと私は思うが、その他の條件はどうであろうか。まず大小鐵錢の價値關係という點では、折二錢と小平錢では均衡がとられている以上、私鑄の動機はほぼ消失したはずである。では銅錢との比價という點ではどうか。熙寧八年の新折二錢の公定比價について見ると、

舊制、大鐵錢之法、一文每に小銅錢の二に當つ。（劉安世『盡言集』卷八、論陝西鹽鈔鐵錢之弊）

とある比價は折二鐵錢を小錢に換算すると等價である。劉安世の上奏は元祐三～四（一〇八八～八九）のことだが、[33]文脈からいって舊制の公定比價は、慶曆八年および嘉祐三年に設定された一對三を飛び越えてそれ以前の等價の時期に遡ることはないから、熙寧八年の鑄造再開時の公定比價を指している。[34]すなわち、それまでの一對三をやめ鐵錢の價値を三倍に高めたのである。そしてこの等價は、元祐四年の時點で確認でき、[35]その後特殊な局面では等價からずれることもあったが、[36]このような狀況も崇寧四年（一一〇五）等價に統一された。とすると熙寧以後の鐵錢の私鑄には銅錢と等價という條件が備わっている。治平年閒の比價は一對三であるから、熙寧以後、私鑄はより有利になったはずである。

次に鐵錢の鑄造自體に利益があるかないかを調べるために、採算率[37]を檢討しておこう。まず鐵價は、鐵禁施行下で慶曆のとき毎斤二四～二五文（前述）、熙寧七年に二〇文[38]とされ原料費はかなり安いが、その他の費用を加えた採算率は、元符二年（一〇九九）ごろ小鐵錢一貫の鑄造につき、鐵炭人工糧食五〇〇、運搬費二五〇の本錢七五〇文がかかり、淨利は五〇〇文とあるから、六六・七％となる。[39]折二錢の採算率は、熙寧年間に一文として通用させると「盜鑄する者、獲る所の利、費やす所を充たさず」といわれるから、一〇〇～二〇〇％[40]の閒であり、元祐七年頃陝西の折二鐵錢の歲鑄額は二百萬貫で本錢は百萬貫（すなわち淨利は百萬貫）とあるから一〇〇％[41]、政和四年（一一一四）歲鑄額五、三七一、八〇〇貫に對して淨息三、〇七四、八〇〇貫（すなわち本錢は二、二九七、〇〇〇貫）とあるから一三四％である。[42]これらの記錄は官鑄錢のことであるから、私鑄ではもう少し率があがると思われるが、それでも小平錢の場合は私鑄に利益はないと認識される範圍内にあり、折二錢の場合は利益が發生することになる。つまり陝西の鐵錢は小錢ではよほど品位を落とさない限り、鑄造自體から私鑄を誘發する動機に乏しく、逆に折二錢では好錢でも誘因があるといえる。

以上のように熙寧以後の鐵錢私鑄の條件をみると、慶曆年閒と同樣、銅錢と等價という條件が備わっている。だが採算率をみると特に小錢では鑄造自體に利益があるわけではなかった。熙寧の私鑄の特徵は折二錢にも惡錢がかなり含まれ、また小錢の私鑄が見られることであった。銅錢と等價という條件は確かに原料費の安い鐵錢の鑄造を招くだろう。だがこの場合は銅錢との交換による利益の獲得が前提されていることに注意しなければならない。惡錢は國庫に通用しない、また銅錢との交換を期待しない私鑄である。國庫に通用しない低品位の折二錢の私鑄は等價・採算という條件だけでは說明がつかないのである。小錢の私鑄にいたっては折二錢よりずっと不利であり、私鑄すれば惡錢になることは避けられない。小錢の私鑄も等價という條件だけでは說明がつかないのである。民閒市場だけで通用し國庫通用力はない低品位の私鑄の發生は、部分的ではあるが、貨幣流通の二元性の出現であり、これは銅錢においてもやはり王安石新法期に見られた狀況であった。私はさきに治平以後の私鑄を發生させた最大の要因を通貨不足にもとめた。比價と採算率の檢討は、これ

を異なる面から補強するものである。王安石は新法を推進するにあたって大規模な貨幣増鑄政策をとったが、それにもかかわらず深刻な錢荒をもたらしたのである。

さて前述のように熙寧八年以後の公定比價は、特殊な場合を除いて等價であった。では民閒比價の動きはどうだろうか。これには周知の資料が殘されている。それによると銅錢一に對する鐵錢比價は、熙寧のとき一・〇五とされ、その後の變動は、渭州では一・〇二（元祐三）、一・二（元祐六）、一・二五（紹聖元　一〇九四）、一・四（紹聖四）、一・六（元符二　一〇九九）と下落、鄜延では一・〇二ないし一・〇五（元豐三）、一・一（元祐三）、一・一ないし一・四（元祐四）、一・五（元祐八）、二・五ないし二・六（紹聖四）と下落した。[43] また元祐三～四年の陝西で一對一・五ないし一・六、元祐四年に一對一・五の記錄もある。[44][45]

以上の民閒比價の動きを見ると、全體的な傾向としては慶曆年閒と比較して、かなりゆっくりと下落したことが注目される。とくに渭州では熙寧末の發行以後元符二年までの二〇年餘りの閒に、鐵錢相場は一・六までにしか下落しなかった。これは熙寧以後の陝西鐵錢が私錢の橫行にもかかわらず比較的高い信用を保持していたことを物語るものである。だがいくら緩慢であっても鐵錢相場の下落の狀況には變わりはない。そこで政府は元祐八年七月（一〇九三）、公私にわたる銅錢の通用を禁止した。[46]

四川における宋初の事例を參考にすると、ある貨幣の國庫通用力の喪失ないし弱體化はその貨幣の信用を著しく損ない民閒比價を激しく變動させる。[47] 元祐八年の銅錢通用の禁止は銅錢相場を低下させ鐵錢相場を上昇させるはずである。それゆえこの政策は、銅錢を排除することで銅鐵錢交換による利益を無くし大量の鐵錢私鑄を防止すると同時に、銅錢の國庫通用力を弱めることで逆に鐵錢の信用を回復することを狙ったものといえる。だがこの政策は失敗する。もちろん民閒の銅鐵錢比價が傳えられることから銅錢の通用禁止後、銅錢の排除が困難であったことは明らかであるが、この政策によっ

て國庫の銅錢支出が停止されても、民間の鐵錢相場は政府の狙いに反していっそう低落したのである。このときの鐵錢相場の下落、同じことだが銅錢相場の上昇は、惡質鐵錢の增加と銅錢の貴重性の增大によるのであろうが、このように事態が宋初の四川と全く反對の動きを示したのはなぜであろうか。

それは端的に言って、陝西と四川では全國的物流システムに占める位置が全く違っていたからである。一般的にいえば陝西は北宋を通して、華南から大運河・國都を經由して北邊にいたる全國的物流の末端に位置し、大消費地を形成する。四川は熙寧以後陝西との關係を強めるとはいえ、宋初においては全國的物流システムの中で孤立していたのである。そして、かかる遠距離流通の媒體が銅錢なのであり、この機能は行使地域の限定された鐵錢で果たすことはできない。陝西における銅錢の廢止は物流を阻害するのである。とくに元祐後半以後の對外關係に着目すると、元祐六年九月から西夏との戰端がひらかれ[48]、軍事的緊張が高まった。華南から陝西に軍糧を補給するためには、どうしても銅錢が擔い手とならなければならない[49]。銅錢での支拂いを求める華南の客商は增加し、銅錢相場は上昇したのである。そして結局銅錢の支拂いを受ける客商は事實上默認されることが多かったと思われる。それは西夏との戰爭が終結して閒もない元符二年（一〇九九）閏九月、再び銅錢の通用を禁じるとともに銅錢の回收に着手したことからも窺える。

三省言わく、……、仍お陝西路をして竝びに銅錢を使うを禁ぜしむ。違う者は徒二年、千里に配し、人の告するを許し、錢二百貫を賞す。又た陝西民閒に見在せる銅錢は、竝びに隨處の州縣に送納し、數に依りて鹽鈔或いは東南鈔を支還するを許す。鐵錢を以て對換するを願う者は、竝びに封樁錢を支す。……。之に從う。（『長編』卷五一六、元符二年閏九月甲戌）

これは戰爭中、意圖しながらも實現できなかった陝西通貨の鐵錢化を終戰の機會をとらえて再び試みようとした政策である。だがそれも失敗に歸し、翌元符三年十一月、結局銅錢の通用を認めざるを得なくなった[50]。その理由は、

徽宗位を嗣ぐ。……、言者謂わく、鐵錢重滯し、以て遠きに齎し難し。民閒皆な復た銅錢を用いんことを願う。…

…、乃ち詔して、銅鐵錢は民閒通行するを聽す、而して銅錢は止だ糴買に用うるのみ、と。（『宋史』巻一八〇）

とあるから、やはり軍糧を主とする全國的物流の圓滑化にあったのである。

およそ北宋陝西の通貨問題は全國的流通を媒介する手段を如何に確保するかが基本課題である。銅錢が常に必要分供給されるなら問題はないが、現實には不足氣味であるから、これを何とかしなければならない。そしてこの場合、財政的には銅錢と同じ價値をもつ貨幣でなければ導入の意味がないのである。慶曆元年および熙寧八年における銅錢と等價の鐵錢導入は何れも陝西內部の銅錢不足を補充するものであった。そして北宋末期の通貨問題も基本的には同じ課題を擔っていたのである。しかし熙寧元豐の如き銅錢の大量投入が困難となったとき、課題解決の方策は轉換せざるを得ない。北宋末期の政局を擔當した蔡京の低品位・高額面の通貨政策は、しばしば飽くなき收奪の手段として評價され評判の惡いものである。確かにそう評價しうる政策ではあったが、しかしそこに一貫したテーマがあったことも確かである。簡單に蔡京の政策をみておこう。焦點は夾錫錢である。

北宋末崇寧二年（一一〇三）蔡京は夾錫錢を河東・陝西で發行した。夾錫錢は鉛錫を混ぜた鐵錢である。(51) 中嶋敏氏の研究によって、その興廢の推移をまとめると、崇寧四年全國に擴大、五年河北・河東・陝西に縮小、政和三年（一一一三）以後江南・荊湖・廣南・京西・河北・淮南に擴大、六年一旦全廢の後陝西・河東で復活となる。これによると崇寧四～五年および政和三～六年の二度にわたる期閒、夾錫錢は全國通貨となったのである。(52) この閒また舊來の鐵錢も次第に通行地域が擴大され、陝西二路・河東・四川四路のほか、大觀二年（一一〇八）の時點で廣南東西・江南東西・福建・兩浙で鐵錢が流通した。江南・福建・兩浙で流通した鐵錢は折二錢である。(53) 注目すべきは舊來の鐵錢が導入されなかった河北東西・京東東西・京畿・京西南北・淮南東西・荊湖南北をあわせた地域は宋朝の領域を東北から南西に貫き、宋朝領域を完全に三分割していることである（地圖參照）。すなわち舊來の鐵錢は通行地域を南中國に擴大したが、東南地域と北邊地域

大觀２年における鐵錢の空白地帶

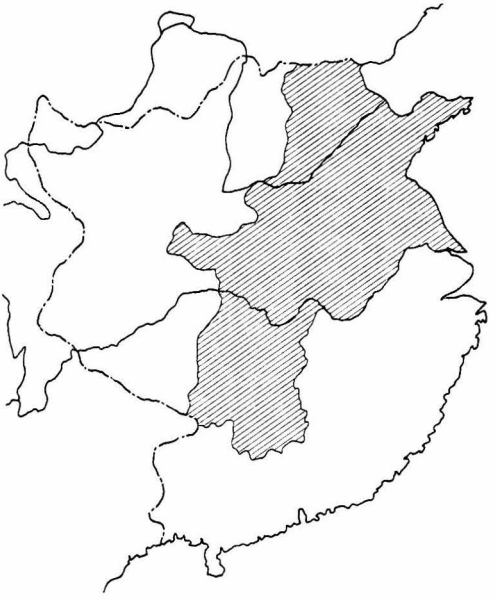

を結合する役割は與えられなかったことになる。これに對し夾錫錢は舊來の鐵錢が行使されなかった地域にも導入された。蔡京は生産の減少した銅錢にかわって、鐵錢を全國的流通を擔う貨幣にしようとしたが、その場合夾錫錢にその役割を求めたのである。

それは何故だろうか。宋代の貨幣は國家の付與する信用に基づいて流通する貨幣であり、その價値は政府が權力的に任意に與えるものである。このことは慶曆や熙寧のとき鐵錢の價値を銅錢と等價としたことからも知られるように、政府自身自覺していたことである。しかし本來の鐵錢は私鑄問題を免れることはできなかった。銅錢にかわる全國的流通を擔うものを求めたとき、舊來の鐵錢とは品質を異にし、また額面も一新した新規の貨幣を發行し、この新貨幣に政府が必要とする價値を設定すればよいと考えられたことは容易に推測できる。だが新しい貨幣の信用を維持しうるか否かとなると別の問題であり、國家による貨幣の安定した出納など現實的な運用、他の貨幣との關係が重要な要素となる。おそらく蔡京はこの點で失敗したと思われる。蔡京は大觀年間に鐵錢の行使を全國的に擴大したときには、鐵材鐵器の私賣買を禁じた榷鐵法を陝西に施行しただけであったが、政和年間に夾錫錢を全國通貨としたときには全國に擴張した。(54) 榷鐵法が鐵錢私鑄の防止を主目的とするものであることは言うまでもない。だが新貨幣の額面の設定でいえば、夾錫錢一枚を銅錢二枚に相當させたり、また夾錫當五錢を鑄造したりしたのは、(55) 夾錫錢が舊來の鐵錢と基本的に同種の貨幣である以上無理であった。銅錢がまだ相當に流通する段階での低

表　陝西鐵錢の推移

年　代		對銅錢公定比價
慶曆1（1041）	當十，小錢發行	1：1
慶曆年間	當十を當五に變更	
慶曆8（1048）．6	當五を當三に變更	1：3
慶曆8．7	鑄造停止	
皇祐1（1049）	當十發行	1　1
皇祐2（1050）	當三に變更	
嘉祐1（1056）	小錢通用停止	
嘉祐3（1058）	當三鑄造停止	1：3
嘉祐4（1059）	流通當三の當二への變更	
熙寧8（1075）	當二發行	1：1
熙寧9または10	小錢發行	
元祐8（1093）	銅錢通用停止	
元符2（1099）	銅錢通用停止	
元符3（1100）	銅錢通用公認	1　1
崇寧2（1103）	夾錫錢發行	2・1
崇寧4（1105）	夾錫錢全國化	
崇寧5（1106）	夾錫錢沿邊3路に縮小	
大觀2（1108）	鐵錢全國化	
政和3（1113）	夾錫錢全國化，陝西で銅錢停止	
政和6（1116）	夾錫錢陝西河東に縮小	
靖康1（1126）	銅錢通用	

品位でありながら高い額面をもつ貨幣の全國化は結局は私鑄を誘發しただけだからである。南宋のことであるが、紙幣が問題を含みながらも一應まがりなりに維持しえたのも、銅錢の流通量がきわめて少なかったことが大きな要因になっていると考える。(56)

さて蔡京失脚後の靖康元年（一一二六）、陝西で銅錢の行使を禁じた政和敕を撤廢した記事がある。

罷政和敕陝西路用銅錢斷徒二年配千里法。

（『宋史』巻一八〇）

政和敕は前引元符二年の禁令と同じ內容である。私はこの政和敕發布の時期は夾錫錢が全國通貨とされた政和三年ではないかと思う。つまり蔡京は全國的には銅錢を廢止できなかったが、というより寧ろ當十大銅錢を發行するなど銅錢の貨幣體系自體を混亂させたのであるけれども、陝西においては、夾錫錢の信用を高め維持しなければならない要請に迫られ、そのため

に銅錢を廢したと考えるからである。元符二年の禁令の時點とは内容は同じでも、含意されるところは異なるだろう。しかし政和敕の規定は現實の效力がなく、結局は廢止されざるを得なかったのである。(57)

二　河東の鐵錢

從來、河東の鐵錢政策は十分に明らかにされていない。むしろ陝西と一括して扱われ、陝西と同樣の經過をへて推移したとみなされているが如くである。それは河東鐵錢に關する資料が多くないことによるが、しかし殘存するわずかな資料によっても陝西と河東の通貨事情はかなり異なっていたようである。

さて河東の鐵錢は、記錄によると「關中の軍費」を助けることを目的として慶曆元年（一〇四一）導入が決定され、鐵錢監設置をへて、おそらく同二年末に鑄造發行が開始された。(58)出土貨幣には慶曆より以前のものも知られているが、(59)流通量としては大したことはなかったと思われる。慶曆二年における本格的な導入直後の鑄造狀況は、周知のように歐陽脩の報告によると、鑄造額は起鑄後約一年間に大錢（當十）四四八〇〇餘貫（小錢に換算して四四八〇〇〇餘貫）、小錢一一七七〇〇餘貫の合計六〇萬貫弱であり、その採算率は晉州大錢は本錢一七八〇〇餘貫、息一七萬餘貫で九五五%、晉州小錢は本錢四六〇〇〇貫、息六八〇〇〇餘貫で一四八%、澤州大錢は本錢六四〇〇餘貫、息一五三八〇〇餘貫で二四〇三%、澤州小錢は本錢九八〇貫、息三〇〇〇餘貫で三〇六%、となっている。(60)小平錢の採算率だけでも百數十%から三百%に及び、重量が二～三倍しかなく、しかも生產費の節約できる當十錢の採算率に至っては千～二千%に達している。これほど大きな採算率は他の地域では見られない異例のものであり、この理由はよく分からない。ただ河東では殆ど榷鐵が實施されたことがなく（至和の頃若干の形跡があるだけである）(61)、從って鐵價が陝西よりも一層低かったと豫想されることが一因ではないかと思われる。またこの時の銅鐵錢比價は、同じく歐陽脩によれば例えば、

晉州の大錢、計一萬七千八百餘貫省陌の銅錢官本を用い、大錢二萬八千八百餘貫を鑄成し、二十八萬八千餘貫の銅錢

に當たる。

とあり、當十大鐵錢は小鐵錢に對してばかりでなく、小銅錢に對しても當十であることが分かる。つまり比價は等價である。

さて、このように大きな採算率、および銅錢との等價關係のもとでは當然私鑄それも特に大錢の私鑄が誘發され、また官錢と同じ好錢を私鑄した場合でも巨大な利益の上がることから、惡錢のほか好錢も多量に私鑄されて官鑄貨幣の制度を混亂させたに違いない。そこで慶曆四年、三司の奏請にもとづいて河東鐵錢は一時鑄造が停止されたが、翌五年に早くも晉・澤・石三州と威勝軍の四監が復活された。しかしこの時の鑄造再開は小鐵錢だけで、しかも河東にのみ「留用」することとされた(62)。すなわち大鐵錢の鑄造を再開しなかったことによって、當初の主目的であった「關中の軍費」の調達を停止したのである。これ以後紹聖三年（一〇九六）の當三錢發行(63)まで河東における大鐵錢の記錄は存在しない。大鐵錢が廢止され小鐵錢のみが供給されたことは同じく大錢の私鑄に苦しんだ陝西の對應と對照的である。

河東における鐵錢鑄造の主目的が陝西軍費の調達にあったこと、換言するとかなりの部分が河東內に放出されなかったこと、及び鑄造再開後はただ小錢のみであったことは、河東で流通する貨幣のなかで鐵錢の比重は決して大きくならなかったことを意味している。だが大錢の鑄造停止にもかかわらず私鑄はやまなかった。

河東の鐵錢既に行われ、錢を盜鑄する者、利を獲ること十の六、錢輕く貨重く、其の患陝西の如し。言者皆な以て不便と爲す。知幷州鄭戩（六年二月、戩幷州に知たり）、河東の鐵錢且らく二を以て銅錢一に當てんことを請う。行うこと一年、又た三を以て一に當て、或いは五を以て一に當つ。（『長編』卷一六四、慶曆八年六月丙申）

これによると、次の二點が分かる。まずここにいう盜鑄の場合の「獲利十之六」とは、宮崎氏のいうように〔資本四、鑄造額十、淨利六〕と理解するのが妥當であろう（二七六頁）。すなわち採算率一五〇%で前述の晉州小錢と一致し、やはり小鐵錢の鑄造自體で利潤が獲得できたのである。次に鄭戩が知幷州に着任して、比價を一對二とすることを請うたのが慶曆六年であるから、それ以前、銅鐵錢は等價であった。つまり慶曆二年始めて鐵錢を發行したときの等價が、同五年の再

發行時にも維持されていたのである。この二つの事情のもとで私鑄が起こらないわけはない。

かくて小鐵錢は盛んに私鑄され、その信用は甚だしく損なわれた。慶曆六年以後短期間の內に、銅鐵錢比價を一對二、一對三、また一對五と變更せざるを得なくなったのである。しかし、それでも小錢の私鑄はおさまらなかったらしい。比價をいくら操作しても採算率の高さに變わりはないからである。政府は慶曆八年七月、銅鐵錢比價を一對三に改めたとき同時に小錢の官鑄をも停止して、ただ舊錢のみ通用させることとした(64)。だが結局は河東における鐵錢通用を斷念することになる。

・異時、河東嘗て鐵錢を鑄す。民禁を干して死に報ずる者、歲に千を以て計る。而して姦錢益ます出で、百姓業を失い、貨易售れず、而して錢幣竟に罷む。(『長編』卷二八三、熙寧十年六月壬寅、沈括の自誌)

・初め河東、鐵錢を行う。君(張大有)再疏して極めて利害を陳ぶ。大略に、官鑪數有り、而して私鎔藝り無きを以て、恐らくは終に民患と爲らん、と。自から言輕く朝廷を動かすに足らざるを以て、又た歌詩四百言を爲りて之を上まつり、民謠に托し以て上を開悟す可きを覬う。其の後果して不便を以て罷む。(蘇頌『蘇魏公文集』卷五七、太常博士張君墓誌銘)

河東で鐵錢がいつ罷められたのかは遺憾ながら明らかにすることができない。張大有は皇祐四年(一〇五二)に死んでいるから、それ以前の可能性が大きいと思うが、或いはその死後に實現した可能性も否定できない。

河東に三度目の鐵錢導入がはかられたのは、王安石執政下で貨幣の增鑄政策がとられたときである。

(劉庠)集賢殿修撰に除し、河東轉運使に充てらる。……、公、一道の產を計り、惟だ鐵利のみ饒と爲し、舊冶を復して鼓鑄し、隰州溫泉の鹽礬を通じ、博易して以て用を濟わんことを請う。……、悉く之を聽す。(呂陶『淨德集』卷二一、樞密劉公墓誌銘)

劉庠が河東轉運使であったのは熙寧四年正月辛亥(『長編』卷二一九)から同年四月癸酉(同書卷二二二)までであり、その

上奏が熙寧四年（一〇七一）のことであるのが分かる。ただし劉庠の上奏の如く晉澤等の州の舊冶が復興されたのではなかった。『中書備對』（『宋會要』食貨一一―八、『通考』巻九所引）によると、河東は銅鐵錢行使地域とされながら、鐵錢監は存在しないからである。思うに劉庠の在任期間は短く、彼の上奏は裁可されたにもかかわらず實行に移されなかったか、或いは實施されたが閒もなく止められ、後に他路からの供給による鐵錢の行使が認められたことになる。

しかし他路からの鐵錢供給は、新鑄錢の投入という恆常的な方法ではなされなかった。同じく『中書備對』によると、鐵錢を鑄造するのは四川と陝西のみであり、しかも兩路各錢監の鐵錢はそれぞれ「本路に應副」されたとあること、河東で流通した鐵錢は小錢であるが、小錢を鑄造する錢監は威遠監（秦鳳路通遠軍）と滔山鎭（秦鳳路岷州）の二監で、鑄造額もあわせて二五萬貫に過ぎなかったのである。(65) 記錄の上では、わずかに永興軍路の同州華州に蓄積された小錢四〇萬貫が河東に與えられたにすぎない。(66) このほか陝西から民閒ルートによる自然流入もあるだろうが、それも多額を想定することはできない。このような事情であるから、蘇轍が「河東、小鐵錢有りと雖も、然れども數目極めて少なし」(67)というのもうなづける。現實には鐵錢の流通を放任しただけで積極的な流通政策は殆ど何もとられなかったのであろう。

河東鐵錢は熙寧四年以後の三度目の導入後、再び私鑄が見られるようになる。熙寧九年（一〇七六）知太原府韓絳は言う。

> 二に曰く、鐵錢、盜鑄する者廣く、濫雜にして除く可からず、貧民尤も其の害を被る。蓋し貧民は日求の贏に急にして、賣る所の直、良錢は五分を過ぎず、豈に之を擇ぶに暇あらんや。其れ坐賈より買えば、則ち賈は豪多く、速售に汲汲とせず、必ず其の濫なる者を擇去し、失う所は率ね四五分なり。故に貧者日びに益ます困しむなり。（『長編』巻二七九、熙寧九年十二月丙申）

これによると、私錢は惡錢であり官錢と一見して區別されること、富者と貧者の閒に撰錢の關係があったこと、惡錢と好錢はほぼ同じ割合で流通していたことが知られる。つまり惡質な私錢は國庫通用力のないのはもちろんのこと、富者にも

通用しないのである。この時期は大錢の發行がなかったときであるから、その私鑄は小錢でおきたことになる。限定された社會の一部にだけ通用する私鑄惡錢の存在理由は、陝西と同樣、當時の一般的狀況すなわち錢荒のもとで、鐵錢の低い生產費が銅錢ではなく鐵錢の私鑄に向かわせたからではないだろうか。だが韓絳の言は先の事情を勘案するとかなり割り引かなくてはならない。官鑄鐵錢の流通が極めて少量であったために相對的に私鑄錢の割合が大きく見えるだけであり、絕對數としては殆ど問題になることはなかったであろう。

これ以後河東鐵錢に關する資料は殆ど存在しない。河東は銅鐵錢兼用地域であり、これは崇寧二年（一一〇三）、政和六年（一一一六）の時點でも變わらないが[68]、當地の鐵錢の通貨全體にもつ意味にさほど重要性を見出すことはできない。もともとの鐵錢導入の主目的（關中軍費の援助）が放棄された以上、河東內に鐵錢を大量に導入する必然性は大してなかったのである。何よりも資料のないことがそれを雄辯に物語っている。ともあれ河東における鐵錢問題は、導入の動機、時期、慶曆年閒の貶價など陝西と共通する面もあるが、流通額、貨幣の種類、私鑄狀況、及びそれに對する政府の對策は陝西とはかなり異なっている。むしろ銅錢專用地域に近い狀況であったといってよいであろう。

最後に陝西と河東の鐵錢問題の背景の違いとして見落とすことのできない事情に觸れておこう。それは軍隊の配置狀況である。そもそも慶曆初年における兩地域の鐵錢發行は西北邊の軍事費をまかなうことを目的とした。軍糧獲得のための大量放出、それと見合った回收が可能であれば鐵錢の信用は高まる。兩地域における兵員の配置は、禁軍は仁宗のころ、陝西三二九指揮（一指揮五〇〇人として一六四五〇〇人）、河東一六〇指揮（八〇〇〇〇人）、廂軍は熙寧以後の制で陝西は一一一指揮（二〇五六三人）、河東は五二指揮（一二四一〇）であった[69]。陝西の兵員は河東のほぼ二倍、人數にして約九萬人多く配置されたことになる。張方平の言うように、兵員一人當たり年平均五〇貫の國庫支出があるとすれば、養兵だけで陝西で約九〇〇萬貫、河東で約四五〇萬貫の現錢が動くことになる[70]。さらに寶元元年（一〇三八）用兵以前における沿邊路分の歲入と歲出は、陝西ではそれぞれ一九七八萬（複合單位—以下同じ）と一五五一萬、河東では一〇三八萬（歲入）と八五九

萬（歲出）であったが、用兵後は陝西で三三九〇萬（歲入）と三三六三萬（歲出）、河東で一一七六萬（歲入）と一三〇三萬（歲出）に增大したと記錄されている。[71] 國家的支拂手段としての機能が宋代貨幣の信用の基礎なのであるから、かかる機能がより大規模に發揮される陝西の方が貨幣の信用もより確固たるものがあったはずである。もちろん支出は銅鐵錢ともに用いられるが、鐵錢への依存は陝西の方が大きい。陝西における多額の鐵錢流通とその信用の高さ（比較的等價に近い銅鐵錢の民間比價）、河東における鐵錢導入の事實上の放棄は、こうした軍事による貨幣の出入に基づくところが大きいと考える。

結　語

本稿は陝西・河東を對象に宋代の鐵錢問題を論じた。以下、銅錢と比較しつつ論點を整理し、さらにそこから導かれる宋代貨幣經濟の特質の一端を見ることにしよう。まず鐵錢の私鑄發生のメカニズムは、銅錢と同じく、私鑄が可能かどうかの採算、大錢と小錢の併用、造幣權、通貨の不足、官錢の信用、の五つの側面から考察することができる。

採算率の問題では、最も低い陝西小錢の場合では必ずしも私鑄を誘發する値ではなかったが、河東小錢は百數十～三百%に及び、大錢となるとさらに鑄造自體に大きな利潤を見出すことができる。採算率が高かった最大の理由は鐵材の低廉さにあり、これには鐵の禁榷が不十分であった事情が大きく作用している。大錢とくに當十錢と小錢の併用は銅錢においても大錢の私鑄を誘發したが、鐵錢にあっては採算率が高いだけにいっそう激しい大錢の私鑄を引き起こした。銅錢で確立した國家の造幣權は、鐵錢では必ずしも排他的には堅持されていなかった。また通貨の不足が私鑄錢を生み出すことは銅錢と同じである。この場合私鑄される鐵錢は惡質なもので、初めから國庫への通用が期待されておらず、社會內部でのみ通用した。官錢の信用の問題は、重量の減少・粗雜な作りがときには見られ、このような場合はやはり私鑄を惹起した。

以上は銅錢と共通する私鑄誘發の要素であるが、鐵錢だけにかかわる事態も存在する。まず銅錢と鐵錢の併用は、兩者

の比價によっては生産費の低い鐵錢の私鑄を引き起こす。陝西における慶曆八年、嘉祐三年の一對三なら、この面での私鑄誘發の動機はかなり抑制されたが、國家が最も鐵錢に財政的期待を抱いた慶曆初年、熙寧末の比價は等價であった。等價なら私鑄を防ぐことはできない。また鐵錢の信用にかかわる決定的な事態は、銅錢と異なり鐵錢は通用地域が限定され全國貨幣となる道が閉ざされていたことである。地方通貨という性格は空間的に一般的交換手段としてはたらく機能を損なうものであり、このことによって銅錢のような絶大な信用を保持することは困難となる。

鐵錢と銅錢の併用および鐵錢の地方通貨という性格は、宋代の貨幣經濟に特有の規定性を付與する。第一に、銅鐵錢の併用は必然的に貨幣使用の分裂ないし價格の多重性を引き起こす。比價が等價でない場合は、銅錢による價格と鐵錢による價格が一致しないことは言うまでもない。例えば比價が一對三のとき、銅錢で百文の商品は鐵錢では三百文になるからである。逆に等價の場合は私鑄を免れない。國庫に通用する私鑄好錢は官錢と同じ扱いだから官民間の支拂關係では價格の分裂は起こらないが、民間市場では獨自の價格を形成する。國庫に通用しない私鑄惡錢もまた、民間市場で獨自の價格を形成する。例えば大小銅錢、大小鐵錢、好惡私鑄錢が同時に通用した陝西では、至和以降のこととして、

> 豪宗富室、爭って大小銅錢と舊大鐵錢を蓄え、故に在市の買賣、六等に細分す。小銅錢を以て一等と爲し、舊鑄の至和鐵錢を一等と爲し、新鑄の折二鐵錢を一等と爲し、私鑄の楞郭全備錢を一等と爲し、私鑄の輕闊怯薄錢を一等と爲す。(『長編』卷五一二、元符二年七月癸卯)

とあるように、六通りの價格が存在したという(引用では五通りしかない)。かかる貨幣の分裂・價格の多重性は、銅鐵という素材の相違、錢の大きさの相違、官私という鑄造者の相違によって引き起こされる。素材・大きさ・鑄造者が異なれば異種の貨幣となるのである。銅錢は引用文にも現れないように當時は價格の多重性を引き起こしていない(72)。これに對し鐵錢の導入とそれによる私鑄の誘發は銅錢だけならかなりの程度で維持しうる價格體系の統一性を一氣に崩して複雜化してしまうのである。

第二に、四川を除いて全國に畫一的に通用し、また經濟のいかなる局面でも通用した銅錢は、孤立分散的な農村市場を全國的物流システムに組織し、また様々な經濟狀態にある各地方に統一的な統治を施行するための媒介として機能した。これに對して鐵錢は地域的に畫一性を有していなかった。陝西では主要に大鐵錢が、河東では小鐵錢が通用する狀況は兩地域が鐵錢行使地域である點で共通するにもかかわらず、現實には異なる種類の貨幣が通用していたのと同じである。大小鐵錢が同一の對象に同一の價格を與えなかったことは、商品流通にとって障害になったと思われる。この點に關して北宋の當路者が認識していないはずはないから、むしろ政府は鐵錢の種類を變えることで兩地域の經濟を明確に區別していたのではないかと思われる。かかる意味で、銅錢の畫一的行使に對する鐵錢の路分（陝西・河東・四川）ごとの分裂的行使は地域經濟の獨自性を代表するものともいえる。だがしかし鐵錢の大小別・官私別の分裂的行使は同一地域内の經濟に混亂を引き起こすだけであり、この點で鐵錢は銅錢による社會統合を阻碍するものであった。本來、鐵錢の意義は慶曆・熙寧の本格的な導入時に示されたように軍事財政の擴大にあったが、同時に銅錢體系の保護（銅錢の國外流出の防止）も擔っていた(73)。しかし以上のように鐵錢の導入がもたらしたものは、宋朝の銅錢を中核とする貨幣體系の攪亂であったのである。

こうして鐵錢は銅錢體系に對して保護と攪亂という兩義性を有していたが、當初の目的であった北邊財政の擴大にとっては大きな役割を果たし、北宋末銅錢の生産が鈍るにつれて一層その役割を增大した。蔡京はかくて財政收入の確保のため鐵錢を南中國に擴大したが、その際路分ごとに種類を異にする分裂的行使を採用せず大錢（折二錢）で統一した。ここには鐵錢の全國貨幣化の意圖が明白に現れている。だが、結局は東南地方と西北邊の閒に空白地帶をおかざるを得なかったのである。これは全國的物流を擔えない鐵錢の限界と、本來の目的であった財政擴大の役割を端的に表現するものである。それゆえ銅錢に代わる全國通貨を求めなければならなくなったとき、本來の鐵錢ではなく、全く新しい貨幣を導入しなければならないのである。

鐵錢が社會統合の媒介となりえない理由は要するに銅錢の存在にある。銅錢が存在する以上、しかも財政上の必要から

銅錢と同じ價値をもつ貨幣（等價）とする以上、生産費の低い貨幣は私鑄を免れないからである。社會統合の媒介としての貨幣は、統一的な價値體系を形成するため一種類でなければならないし、また從來とは素材を異にする新規の貨幣でなければならない。北宋末、銅錢が相當量流通する條件下で發行された夾錫錢、南宋期銅錢の減少した條件下で發行された會子、元代銅錢が公的には殆ど鑄造發行されなかった條件下での交鈔は、いずれも全國通貨であったが、この順に銅錢流通量は減少し、かわって新しい貨幣は全國通貨としての機能をより強めてゆく。とすると北宋末における夾錫錢體制は、銅錢體制に陰りが見え始めた時期に宋朝が選擇せざるを得なかった必然の政策であり、南宋の會子をへて、後に全國通貨として完成する交鈔に道を開いたものと位置づけられる。

最後に宋代貨幣の價値設定についてまとめておきたい。まず異種貨幣である銅錢と鐵錢の價値關係では、日野氏は公定比價は民間比價にひきづられて細かく變動すると見（四一八頁）、加藤氏は公定比價の固定性を主張する（三一八頁）。この問題はいったい比價は何で決まるのか、及び公定比價と民間比價ではどちらが優位であるのかという問題である。本稿の論證では、公定比價は一時期（慶曆八年、嘉祐三年～熙寧八年）をのぞいて等價であるから、銅鐵錢の需給關係では決まらないこと、また銅鐵錢それぞれの金屬素材の價値にも規定されなかったことが明らかであり（假に貨幣價値が金屬素材の價値に規定されるとするならば、比價は一對四以上でなければならないからである）[74]、國家が權力的に任意に與えたものと結論できる。そして民間比價が公定比價に制約されていたことは、熙寧以後の民間比價が結局は公定比價に近い一對一ないし一對二の間で殆ど推移していることからも明らかである。民間比價がかなり變動したことは事實であり、それは公定比價が民間經濟を完全には律することのできなかったことを示すが、しかし大局的にみると公定比價の優位を疑うことはできない[75]。次に同種の貨幣の大小關係においても、國家による貨幣價値の公定の優位性は同じように認められる。慶曆八年、大鐵錢が當三に拔き打ち的に貶價されたとき、民衆に破産失業するものが多く自殺者も出たとあるのは、國家の與える大錢の價値とは別に民間獨自の大小錢比價が形成されていなかったためにほかならない[76]。以上のように貨幣の價値は國家が政策的に

設定するのである。

註

本稿引用文獻の略稱、『宋會要輯稿』→『宋會要』、『續資治通鑑長編』→『長編』、『文獻通考』→『通考』、李燾『皇宋十朝綱要』→『綱要』、陳均『皇朝編年綱目備要』→『備要』

（1）宮澤「北宋の財政と貨幣經濟」（『中國專制國家と社會統合――中國史像の再構成Ⅱ――』一九九〇年）。

（2）宮澤「唐宋時代における銅錢の私鑄」（『中國近世の法制と社會』一九九三年）。なお本稿で銅錢に言及するときは、ほぼこの論文による。

（3）宮澤「宋代四川の鐵錢問題」（『柳田節子先生古稀記念論集　中國の傳統社會と家族』一九九三年）。

（4）日野「北宋時代に於ける銅鐵錢の鑄造額に就いて」（『史學雜誌』四六―一、一九三五年）、「北宋時代に於ける銅・鐵の産出額に就いて」（『東洋學報』二二―一、一九三五年）、「北宋時代に於ける銅鐵錢の需給に就いて」（『歷史學研究』六―五・六・七、一九三六年）、「北宋時代に於ける銅鐵錢行使地域畫定策に就いて」（『東洋學報』二四―一・二、一九三六・三七年）、以上いずれも『日野開三郎東洋史學論集』第六卷、一九八三年、所收。以下日野氏の論考の參照は著書による。宮崎『五代宋初の通貨問題』一九四三年。加藤『中國貨幣史研究』一九九一年。なお本稿で日野・宮崎・加藤氏を參照する場合、上記の著書については、例えば「日野〇〇頁」或いは單に「〇〇頁」と略記する。

（5）例えば『陝西金融　增刊へ錢幣專輯（六）』（一九八七年）には「陝西出土北宋鐵錢專題討論」の特集がある。

（6）例えば、閻福善「陝西北宋鐵錢」（『中國錢幣』一九九〇―四）。

（7）第一說の根據は、

・詔、陝西諸路、自祖宗以來、行使鐵錢。（『建炎以來繫年要錄』卷一三一、紹興九年八月己巳）

・敕、祖宗以來、關陝之閒、鼓鐵爲幣、民習安之。（許翰『襄陵文集』卷一、知延安府劉延壽轉官制）

・太平興國二年二月、詔官收民閒鐵錢鑄爲農器、以給江北流民之歸附者、於是江南鐵錢盡矣。然川蜀・陝西用之如故。（王栐『燕翼詒謀錄』卷三）

など。但しこれらはいずれも同時代資料ではない。第二說の根據は、

・初令陝西行鐵錢、未幾、幷河東亦行之。（『綱要』卷五、慶曆元年九月壬子、司馬光『稽古錄』卷二〇も同文）

（8）以上の論點は、閻註（6）論文による。

（9）第一說をとる論者の依據する資料として『宋史』卷二九三、張詠傳の「會詔、川陝諸州、參用銅鐵錢、每銅錢一當鐵錢十。」という記錄がある。この詔の繫年は宮崎三一五頁の

考證によると、淳化五年であり、慶曆以前の陝西における鐵錢流通と對銅錢公定比價を記す數少ない同時代資料であって、はなはだ貴重である。しかしこの詔の「川陝」という表現は「川峽」の誤りである可能性を否定することはできない。一般的に宋代資料にみえる川陝と川峽の問題については、梅原郁「青唐の馬と四川の茶――北宋時代四川茶法の展開――」(『東方學報』京都四五、一九七三年)を參照されたい。この張詠傳の記事についていうと『玉海』卷一八〇、淳化鑄錢議に、

(淳化)五年正月庚申、(趙)安易復請鑄(當十鐵錢)。帝不從、但令兩川以銅錢一當鐵錢十。民頗便之。

とあり、また『宋史』卷一八〇、食貨志に、

(淳化)五年、安易復請、不許、第令川峽仍以銅錢一當鐵錢十。

とあって、淳化五年、四川で銅鐵錢比價一對一〇が公定された經緯が記されている。『玉海』・『宋史』食貨志と『宋史』張詠傳の記事が同一のものとすると、『宋史』張詠傳の「川陝」は「川峽」の誤りと見る方が自然であろう。補註參照。

(10) 註(7)の『綱要』『稽古錄』を參照。

(11) 『長編』卷五一二、元符二年七月癸卯、章楶の上奏に陝西大鐵錢の沿革をのべて、「其文曰重寶、每一大錢折十小錢。盜鑄之姦、自此得利、官司所獲無幾。而重寶已布滿民閒、歲斷重辟、不知其幾何。朝廷患之、以折十大錢殺爲折五。盜鑄不已、又殺爲折三。所獲之利猶博、刑辟尙多。不得已而以一大錢折二小錢、盜鑄稍息。」という。但し註(12)では當十が直ちに當三に變更されているように見える。本註の「折五」は元符年閒に章楶が言及したもの、註(12)は李燾が狀況を說明した部分である。とすると、當十の當五への變更、あるいは當十の當三への變更の何れもが、詔敕など直接に證據だてる資料を缺く。本稿では一應當五の段階をへたと見なしておく。

(12) 『長編』卷一七二、皇祐四年二月庚辰。「慶曆末、(傅)永自梓州路轉運使移陝西(慶曆八年正月、自梓州徙)。時關中用折十鐵錢、盜鑄不可勝計、公私患之、永獻策請變錢法。至境、問民所乏、貸以種糧錢、令麥熟納償、而薄取其息、民大悅。永亟檄州縣、凡散二百八十萬緡、大錢悉盡、乃以聞。已而朝廷變法、遂下令、以小鐵錢三折大鐵錢一、民出不意、破產失業自經死者甚衆、而盜鑄亦以衰止。……、(……按變法在慶曆八年六月)」

(13) 『綱要』卷六、慶曆八年六月丙申、『玉海』卷一八〇、同年同月乙未條に「初令陝西以大銅錢一當小錢三、小鐵錢三當銅錢一。」とある記事と註(12)『長編』の傍線部分の記事をあわせると、大銅錢、小銅錢、大鐵錢、小鐵錢の比價は、一對三對三對九となる。從ってこの時點における大銅錢と小鐵錢の比價は一對九であり、當初の一對一〇と比べると鐵錢の相場が少し上昇している。もちろんこれは大銅錢(當十)の當三への變更による。

ところで加藤氏は慶曆の新鐵錢と銅錢は等價であり、以後これが繼承され神宗朝・哲宗朝に至ったと述べている(三三八頁)。ただし二八一頁以下には銅鐵錢比價の變更を述べ、

氏の考えが定まっていないことが窺える。慶暦初年の等價については加藤氏に異論はないが、その根據に、

當時大錢、鼓鑄精巧、磨鏇皆楞郭、一一如法、……、則鐵錢銅錢、市價無二。（『長編』巻五一二、元符二年七月癸卯、章楶の上奏）

と、註(34)の蘇轍の上奏とを擧げているのはおかしい。前者は至和（一〇五四～五五）以後の記事の直前に位置することから加藤氏は至和以前のこととする。ところが實はこの記事は註(11)引用文の後に位置している。大錢が折二に變更されたのは嘉祐四年（一〇五九）のことであるから（後文參照）、この場合は嘉祐以後のこととなって至和以前というのと矛盾する。つまりもともと章楶の上奏の中で記述が正しく年代順に竝んでいないのであり、この記事にいう當時がいつかは記事の配列から決めがたいのである。しかし皇祐から嘉祐にかけてのある時點であることは確實であろう。とすると私は「鼓鑄精巧、磨鏇皆楞郭」という表現から、註(19)にある至和の當三錢の可能性が高いと思う。また蘇轍の上奏は元祐のことであって、慶暦八年と嘉祐三年に等價でなくなったことは明白であるから、慶暦以後の資料を慶暦初年に遡らせて根據として用いることはできない。

(14) 『備要』巻一三、慶暦八年七月。「罷鑄陝西鐵錢。」

(15) 包拯『孝肅包公奏議』巻七、請罷同州韓城縣鐵冶務人戶。この上奏は孔繁敏『包拯年譜』（一九八六年）によると、慶暦八年夏、包拯の陝西轉運使離任まもない時のものである。

(16) 『孝肅包公奏議』巻七、請罷同州韓城縣鐵冶務人戶。「雖自來官禁亭煉、彼中私賣甚多。」「自來」とは何時をさすか明確でないが、鐵錢の本格的導入の慶暦元年が最もふさわしいと推測する。

なお北宋の権鐵について、日野氏は北宋末の二回の権鐵のほか元豐末に京東で施行されたものを合わせて合計三回とする（三三三～三三八頁）。しかし鐵器・鐵材の生産販賣の禁止は三回だけではない。おそらく各地域で必要に應じて施行され、必ずしも記錄にすべて殘っているわけではないのであろう。陝西に關しては包拯の上奏文以外に、文彦博が至和二年（一〇五五）に、

欲乞令陝西轉運使、依河東路事體擘畫、權住鐵冶三五年。或恐傷冶戶、卽官擡數年增起鐵價、公私有利、候錢法平定、卽弛鐵禁。（『潞公文集』巻一七、奏陝西鐵錢事）

と、河東にならって陝西にも「鐵禁」を導入することを主張した。文彦博のいう「鐵禁」が包拯の言と同じ內容を含むとすると、慶暦八年以後のある時點で、鐵禁は解除されていたことになる。但しこの上奏が裁可されたかどうかは判明しない。しかしまた嘉祐三年（一〇五八）十二月乙巳、三司が「権鐵」の施行を上奏したのに對し、陝西轉運使曹穎叔が反對しとりやめになった記事があるので（『長編』巻一八八）、嘉祐三年の時點では「権鐵」はなかったことになる。「権鐵」「鐵禁」の內容が同一であるかどうか不明であるが、鐵錢の行使にあたって政府は何らかの形で鐵を統制しようとしていたのである。しかし鐵が農具等の製作上必要なものである以上、嚴格な統制は困難であり、また長期にわたって施行され

なかったのであるから、實效はあまり上がらなかったようである。

(17)『長編』巻一七二、皇祐四年二月庚辰條の註に「大錢雖折小錢十、而小錢十可改鑄大錢五且有餘。」とある。出土貨幣によると、鐵錢一枚ごとの重量は同じ錢文を有する同時代のものでも相當のばらつきがあり、明確なことは言えないが、大體の傾向として大錢は一二～一五グラム、小錢は五グラムのものが多いように思われる。また大錢は時代が下るに從ってやや小型化するように見受けられる。吳琪榮「陝西出土的鐵錢」(『陝西金融 增刊〈錢幣專輯(一八)〉』一九八七年)。

(18) 皇祐元年の銅鐵錢比價を傳える資料は存在しないが推測は可能である。假に慶曆八年の比價一對三が維持されていたとすると、大銅錢、小銅錢、大鐵錢、小鐵錢の比價は、一對一〇對三對三〇となり、大銅錢と小鐵錢の比價は一對三〇である。これは極端に開きすぎとの印象を免れがたい。また小銅錢と大鐵錢の比に着目すると一〇對三であり、割り切れない數値となる。私は當十鐵錢の存在と比價一對三は兩立しないと思う。さらに本文の後文にあるように嘉祐三年、一對三への比價の變更が要請されているから、それ以前の比價は一對三ではあり得ない。とすると比價は一對一または一對二の可能性が高いことになるが、ここで想起したいのは註(13)の「鐵錢銅錢、市價無二」つまり民間比價が等價という記錄である。民間比價が等價であれば、公定比價も等價である(鐵錢相場は民間比價の方が高いとは考えられないからである)。註(13)で述べたように、この記事の繫年は至和の可能性があるが、さらに皇祐のとき一對三があり得ないとすると、公定比價等價は皇祐元年に設定されたと推測するのがもっともよいと思われる。

(19) 鄭獬『鄖溪集』巻一九、右諫議大夫充天章閣待制知滄州兼駐泊馬步軍部署田公行狀。「至和元年、除天章閣待制陝西都轉運使。關右盜鑄鐵錢甚惡、法不能勝。公更爲大錢、肉好精緻、僞者莫能雜。以一當三、盡收其惡錢、付鑪官、市易以爲便。」

(20)『長編』巻五一二、元符二年七月癸卯、章楶の上奏。「至和已後、官司鼓鑄不精之弊、起於率分錢。所謂率分者、每工所限日鑄之數外、有增益者酌給、衆工・財利所司所貪者錢多、監臨之官、又以額外鑄錢、增數爲課。則折二大錢、不復精巧如法矣。盜鑄遂復擅利於下。」また加藤三〇八～三〇九頁參照。

(21)『長編』巻三四四、元豐七年三月癸丑、范純粹の上奏の第二條。「蓋陝西諸監所用鐵、若性稍獷脆、卽難於磨澮、多致破缺、若性稍稠濁、卽金汁易凝、流注不快、錢上字樣、率多昏晦、與私鑄濫錢夾雜難別、爲害不細。」これは元豐年間に鐵質に起因する官錢の不精巧をいったものだが、いずれにせよ官錢の不精巧は私鑄錢との區別を難しくするのである。

(22)『稽古錄』巻二〇、『綱要』巻六。

(23)『長編』巻一八八、嘉祐三年十二月乙巳、『宋史』巻三〇四、曹穎叔傳。

(24)『稽古錄』巻二〇、嘉祐四年二月癸未。「詔、陝西大銅鐵錢、竝當常錢之二。」また『長編』巻一八九、嘉祐四年二月

己卯條は「其以見行當三大銅錢・大鐵錢、竝當小鐵錢之二」とするが、「小鐵錢」の前に「小銅錢」を補って校訂すべきである。なお『長編』はこの當二への變更によって「自是盜鑄乃止。然令數變、兵民耗於資用、類多咨怨、久之始定。」という。

(25) 『長編』卷五一二、元符二年七月癸卯、章楶の上奏。「治平四年、因臣僚建議、朝廷有指揮、不能全記其文、大概以爲、除闕薄・漏賃・字樣不明・不成楞郭外、餘竝令官司受納、庫務輒有退換、仍立刑名。自此濫錢蕩然無禁。」

(26) 『長編』卷二六〇、熙寧八年二月甲子。「永興軍等路轉運司言、見管私鐵錢、轉運司九萬餘緡・常平司十一萬餘緡、幷買民間私鐵錢數十萬斤、幷當改鑄省樣錢。……永興・鄜・耀、河中・陝、去鐵冶遠、第改鑄爲錢一年可畢。商州・洛南・華・虢、最近錢（冶）、可以久行。鄜州等五處、候改鑄罷、工匠併入商州等四監、然後專鑄大錢。從之、仍委皮公弼總制營辦。先是、安撫・轉運司出牓收買四等私錢、一切禁斷舊通用錢、而以銅錢易之、以官庫見管幷換到通用私小鐵錢、重行鼓鑄。而熊本以爲、如此則公私未便、乃下逐司申明前後條約、推揀闕薄・漏賃・字樣不明等私錢、犯者依法施行、入官銷毀。應自來通用錢、竝令行使如故。其官庫不堪用鐵錢等、卽別置錢監、增圓物料、比省樣微加別異、鑄熙寧重寶封樁、俟向去豐熟、奏取指揮。……（新紀書、增陝西鐵官、改鑄大錢。食貨志第六卷、八年、皮公弼又言、今已得私鑄大鐵（錢）二十餘萬緡、……）」

(27) 註(26)の永興軍等路轉運司の上奏を參照。

(28) 『長編』卷二七七、熙寧九年九月己巳。「中書言、陝西官司所納不堪用私鑄錢百一十五萬九千八百餘緡。初言止有二十餘萬緡、一年可改鑄畢。今其數乃如此、又稱每年止鑄大錢九千一百五十餘緡。其違法納私錢官司、欲令三司依法施行。從之。」

(29) 註(26)の原註に引く『食貨志』を參照。

(30) 『長編』卷二七六、熙寧九年六月己酉、周尹の上言。「臣去冬奉使經由永興・秦鳳路、伏見盜鑄鐵錢不少、市肆買賣交易多不肯行用、官司雖有支出、却不收納、上下疑惑、軍民愁怨。問其本末、蓋是錢法用一當二、鐵錢易得、而民間盜鑄者、費少利倍、所以抵冒、嚴刑不可止絕、濫錢日以滋多。臣今到京、便欲具管見申述、乞將兩路折二鐵錢、只作一文行用、自兒濫鑄之弊。」

(31) 註(26)參照。

(32) 『宋會要』食貨一一―二、鑄錢監の歲額統計の繫年の考證は、日野二四五～二四八頁に基本的に依據する。この統計に見える錢監のうち設置年代の知られるものの最下限は、滔山監の熙寧九年五月である（『長編』卷二九四、元豐元年十一月乙亥の原註）。また『中書備對』は『宋會要』食貨のほか、『通考』卷九、『玉海』卷一八〇にも引用されているが、それぞれ所傳數値に若干の相違がある。別に記載される鑄錢總額と比べて最も少ない修正で合致するのは『通考』所載の記錄である。

(33) 『歷代名臣奏議』卷二六八によると、この文章は右正言のときのもの。劉安世が右正言だったのは元祐三年二月乙未

（『長編』巻四〇八）から元祐四年六月辛亥（『長編』巻四二九）まで。

（34）蘇轍『欒城集』巻四一、翰林學士論時事、一、論北朝所見於朝廷不便事。「見今陝西鑄折二鐵錢萬數極多、與銅錢竝行。而民間輕賤鐵錢、十五僅能比銅錢十、而官用鐵錢與銅錢等。」蘇轍が賀遼國生辰國信使となったのは元祐四年八月、使還したのは十月ごろである（「蘇潁濱年表」上海古籍出版社『欒城集』附錄）。

（35）『長編』巻四五七、元祐六年四月甲午條に、永興軍路を東から出るとき、境界に位置する陝州で鐵錢を銅錢に交換する場合の比價をのせる。それによると民間での交換比は鐵錢一七〇〇文に對して銅錢一〇〇〇文であり、官員が券料錢等を驛で交換する場合は鐵錢一〇〇〇文に對して銅錢八〇〇文とする。後者はかかる場合に適用される特例であり、公定比價一般ではないように思う。

（36）『綱要』巻一六、崇寧四年三月壬寅。「詔、銅鐵錢、公私出入・計贓定罪、共爲一律、不分輕重。」

（37）採算率は「淨利（純利益）÷本錢（投下資本）＝採算率」と定義する。本錢と淨利の關係は「淨利＝鑄造額－本錢」で與えられる。當時、採算率一〇〇％以上で採算にあうと意識されていた。また本錢の內容は普通、原料費、工匠勞賃、官吏俸給、運搬費からなる。詳しくは、宮澤註(2)論文を參照されたい。

（38）『長編』巻二五六、熙寧七年九月壬戌、熊本の上奏。

（39）『長編』巻五一二、元符二年七月癸卯、呂惠卿の上奏。「鑄鐵錢、炭人工糧食增貴、則所費多不止五百、假令止用五百、鑄錢一貫文、只當得五百文支用、而般運至邊上、脚乘所費幾半。況於所用工錢、不止五百乎。則是官中鑄錢、非特無息而已、若不鑄則無錢支用、此錢輕之害二也。」

因みに陝西大鐵錢は、「陝西折二大鐵錢二十萬貫、計用鐵三百六十萬斤、木炭六百萬斤」（『長編』巻三四四、元豐七年三月癸丑、范純粹の上奏）とあり、一貫當たりの原料に鐵一八斤、出來上がりは火耗を考慮すると一五斤前後となる。小錢は大錢のほぼ半分の重量だから一貫當たり約九斤の鐵を原料として約七・五斤の出來上がりとなる。一斤の鐵價を二五文とすると、大錢の鐵素材の價格は四五〇文、小錢では二二五文である。また運搬費について「自陝府般鐵錢一萬貫至秦州、計用脚錢二千六百九十餘貫」（同右）ともある。呂惠卿の見積もりは妥當である。

（40）『長編』巻二七六、熙寧九年六月己酉、周尹の上言。折二鐵錢を額面通り二文で通用させると淨利が本錢を上回り、一文で通用させると本錢が淨利を上回るという意であるから、その採算率は一〇〇％以上、二〇〇％以下である。

（41）蘇轍『龍川略志』巻八、議罷陝西鑄錢欲以內藏絲紬等折充漕司。

（42）『群書考索』後集巻六一。

（43）『長編』巻五一二、元符二年七月癸卯。渭州は章楶が引く李百祿の報告、鄜延は呂惠卿の上奏。日野氏は渭州の記錄を公定比價、鄜延の記錄を民間比價とするが（四一八頁）、私は加藤氏（三三九頁）と同樣どちらも民間比價と考える。

なお、これらの比價が小銅錢と大鐵錢の比價である可能性のあることは否定できない。というのは、

・至元符初、以鐵錢四千、換銅錢一千。（『長編』巻五一六、元符二年閏九月甲戌）

・又陝西銅錢至重、毎一錢、當鐵錢三或四。（『通鑑長編紀事本末』巻一三六、崇寧二年二月庚午）

とあり、銅錢の鐵錢に對する比價は一對三ないし四とするからである。ほぼ同時期であるにもかかわらず、本文引用の數値と比較して鐵錢が二～三倍安い。呂惠卿・章楶の擧げる比價と本註の比價の二群の資料をどちらも生かすとするなら、前者（呂章の比價）は大鐵錢、後者は小鐵錢に對する銅錢の比價と見た方がよい。實際前者を銅錢と大鐵錢の比價とする論者もいる（劉森「北宋鐵錢的幾箇問題」『中國錢幣』一九九〇―四）。しかし呂惠卿・章楶の文脈では小錢と見るのが素直であろうし、そもそも大小鐵錢がともに存在するとき銅鐵錢の比價を示すのに大鐵錢を基準にすることがあるだろうか。疑問は殘るが、本稿では日野・加藤兩氏の理解と同樣、呂惠卿・章楶の擧げる比價は小銅錢と小鐵錢の比價とみ、本註の比價は若干時期が下がり氣味なのを重視して、地域によっては激しく鐵錢相場が下落したと理解する。

また『宋史』巻一八〇に、「熙豐間、銅鐵錢嘗竝行、銅錢千、易鐵錢千五百、未聞輕重之弊。及後銅錢日少、鐵錢滋多、紹聖初、銅錢千、遂易鐵錢二千五百、鐵錢寖輕。」とあり、熙豐間の民間比價は一對一・五という。しかし、これは「未聞輕重之弊」の文言にそぐわない。『長編』巻五一二の一對一・〇五とあわせると「鐵錢千五百」は「千五十」の誤りではないかと思う。

(44) 劉安世『盡言集』巻八、論陝西鹽鈔鐵錢之弊。「今則用鐵錢一貫五六百文、換易銅錢一貫。」今が元祐三～四年であることは、註(33)參照。

(45) 註(34)の蘇轍の上奏。

(46) ・（元祐）八年、命公私給納・貿易、竝專用鐵錢、而官帑銅錢以時計置、運致內郡、商旅願於陝西內郡入便銅錢、給據請於別路者聽。（『宋史』巻一八〇）

・令陝西沿邊專行鐵錢。（『備要』巻二三、元祐八年七月）

(47) 宮澤註(3)論文。ここでは宋初、いまだ鐵錢專用體制が確立していない四川で、銅鐵錢の民間比價は二種の貨幣の國庫通用力の強弱で決まることを述べた。

(48) 『宋史』巻一七。對西夏戰爭の終結は元符二年九月庚子（『宋史』巻一八）。

(49) 呂惠卿によると（『長編』巻五一二、元符二年七月癸卯）、陝西には「官中除糧斛外、如軍器物料應軍需物、計陝西一路不啻百萬、盡買於民間。」という現實があるが、「自元祐間、不用銅錢、其欲遠行及過銅錢地分、無銅錢可換、此所以致錢輕之由一也。……、官中每歲糴買、有出無入、錢竝散民間、此所以致錢輕之由四也。」というように、鐵錢は全國的物流を擔う貨幣となりえず、また糴買で民間に放出する鐵錢が、納稅で回收する分をはるかに上回るため民間に滯留するという認識を示している。

なお元祐八年、陝西の鐵錢專用政策をとるにあたって政府

が、全國的物流を支える手段を講じなかったわけではない。それは陝西州軍で發行し、京師の権貨務で現錢を支拂うことを約束する見錢公據の擴張である。日野「南宋の紙幣『見錢公據』及び『見錢關子』の起原に就いて」(『史學雜誌』四八―七～九、一九三七年、『日野開三郎東洋史學論集』第七卷、一九八三年、所收)參照。

(50) 『綱要』卷一四、元符三年十一月辛卯に「詔陝西路兼行銅鐵錢。」また『宋史』卷一九。

(51) 中嶋敏「北宋徽宗朝の夾錫錢について」(『東洋研究』四〇、一九七五年、『東洋史學論集――宋代史研究とその周邊――』一九八八年、所收)、華覺明・趙匡華「夾錫錢是鐵錢、不是銅錢」(『中國錢幣』一九八六―三)。なお夾錫錢には、銅夾錫錢と鐵夾錫錢の二種類があったとする見解もある。「北宋的夾錫錢」(『陝西金融　增刊〈錢幣專輯(六)〉』一九八七年)。

(52) 崇寧四年に夾錫錢の通用が全國に擴大されたという資料は、

以河東路所鑄夾錫錢通行天下。(『綱要』卷一六、崇寧四年三月壬寅)

政和三年から六年にかけて全國通貨となったという資料は、

①興復廣惠康賀衡鄂舒七州錢監、鼓鑄夾錫錢、行於廣南・荊湖・淮南路。(『綱要』卷一七、政和三年五月辛卯)

②淮南路罷行使夾錫錢。已而詔、江南・荊湖・廣東・京西・河北路、皆如之。(『綱要』卷一七、政和六年四月己卯)

である。②で通行が停止された江南・京西・河北については①に見えず、いつ夾錫錢がこれらの地域に導入されたか記錄を缺いている。一般に北宋末の記錄はかなり不十分であり、記錄に殘らなかった地域、兩浙・福建・京東についても或いは夾錫錢が行使された可能性を否定できない。但し四川と京畿に關しては、宋を通じて新しい貨幣の導入には常に消極的であるから、夾錫錢の導入もなされなかった可能性が高いように思われる。從って崇寧四年における「天下に通行」させるという記事も文字通りの全國ではなく、少なくとも四川と京畿は除外されていたのではないかと推測する。

(53) 『綱要』卷一七、大觀二年三月戊辰。「詔、江東西・福建・兩浙路、許鑄當二鐵錢行使。」また廣南西路はすでに折二鐵錢が元祐七年正月甲辰に導入され(『長編』卷四六九)、崇寧三年東西兩路に小鐵錢が導入されている(『宋史』卷一八〇)。

(54) 大觀年間および政和年間の権鐵については、日野三三三～三三八頁參照。

(55) 中嶋註(51)論文參照。

(56) 陝西では交子も發行された。しかし四川の交子を導入するなど四川經濟とのみ連絡したり、或いは陝西獨自の交子の場合は地域・用途がかなり限定され、結局は不成功に終わった。加藤「陝西交子考」(『史學』一五―一、一九三六年、『支那經濟史考證』下卷、一九五三年、所收)

(57) 『宋會要』刑法三―五、定贓罪、建炎三年八月二十三日に、「陝西路舊法、唯許行鐵錢、不許私用銅錢。」とあって北宋末まで銅錢の使用が禁じられたかの如くであるが、これは

政和敕をさすのであろう。

(58)『長編』巻一六四、慶暦八年六月丙申。「(張)奎等又請因晉州積鐵鑄小錢(慶暦)元年九月)。及奎徙河東(二年十月)、又鑄大鐵錢於晉澤二州、亦以一當十、以助關中軍費。」また日野三八一頁参照。

(59) 閻註(6)論文。

(60) 歐陽脩『河東奉使奏草』巻上(『歐陽文忠公文集』巻一一五)、乞罷鐵錢劄子。

(61) 註(16)『滕公文集』巻一七、奏陝西鐵錢事、参照。

(62)『長編』巻一六四、慶暦八年六月丙申。「未幾、三司奏罷河東鑄鐵錢(據實錄、在四年)、……、於是(張)奎復奏晉澤石三州及威勝軍(實錄云在五年)、日鑄小鐵錢、獨留用河東。」

(63)『備要』巻二四、紹聖三年四月。「命河東鑄當三鐵錢。」

(64)『長編』巻一六四、慶暦八年六月丙申、本文引用に續けて「罷官鑪日鑄、但行舊錢。」また少し後に「河東小鐵錢、如陝西、亦以三當一、且罷官所置鑪。」とある。『長編』では比價一對三公定の時期は明確ではないが、『稽古錄』巻二〇によると、慶暦八年七月のことである。

(65) 二監の鑄造額は『通考』巻九所引の『中書備對』による。

(66)『通考』巻九。「慶暦中、陝西・河東皆用鐵錢、後小鐵錢獨行於河東、而陝西許用銅錢及大鐵錢、以一折二。然小鐵錢凡四十萬緡、積在同華二州。熙寧、詔賜河東、以鐵償之。」

(67)『欒城集』巻四一、翰林學士論時事、一、論北朝所見於朝廷不便事。

(68)・今來所鑄鐵錢、除陝西・四川・河東係鐵錢地分、更不得行使外、諸路竝令折十行用。(『通鑑長編紀事本末』巻一三六、當十錢、崇寧二年二月庚午)

・御筆、陝西・河東路、仍用行來錫及舊鐵錢。(『綱要』巻一七、政和六年六月癸亥)

(69) 王曾瑜『宋朝兵制初探』一九八三年。

(70) 張方平によると(『樂全先生文集』巻二三、論國計出納事、巻二四、論國計事)、禁軍一人當たりの養兵費は錢額に換算して年五〇貫である。もちろん全てが現錢で支給されたのではなく、そのうち料錢六貫、隨衣錢三貫、南郊賞給五貫(一年當)の計一四貫が現錢支給であり、その他は米絁絹綿などの現物支給である。しかしこれらの現物はとくに北宋中期以後多くが現地で國家機關によって購入された。從って國家的な貨幣の支拂狀況は兵卒一人當たり五〇貫の計算で大過ないと考える。

(71)『長編』巻一四〇、慶暦三年四月己未條による。但し寶元元年の陝西歲出一五五一萬については、二一五〇萬(『備要』巻一二)、二一五一萬(『宋史』巻一七九)、一八五一萬(『成都文類』巻二三、比較圖序)、一一五一萬(『通考』巻二四、『太平治蹟統類』巻二九)ともあり、いずれが正しいか決めがたい。

(72) 加藤氏は本文引用の『長編』が六通りの價格があるとしながら五例しか擧げていない點について、「以小銅錢爲一等、(大銅錢爲一等)、舊鑄至和鐵錢爲一等、……」と大銅錢を補っている(三三八頁)。しかし銅錢は當時折二錢と小平錢

だけであり、これら二種類の銅錢の關係では價格の分裂は起こらないと考えられる（宮澤註(1)論文）。從って『長編』の記事を校訂するとしたら、大銅錢を補うのではなく、「細分六等」を「細分五等」と改めるべきだと考える。

(73) 日野四四五～四四七頁參照。

(74) これは鐵價と銅價を比較すれば分かる。鐵價は本文で前述した如く毎斤二四～二五文あるいは二〇文であり、北宋の銅價は末期の贋銅で毎斤四四文省陌と低廉なのを除いて、少なくとも毎斤一〇〇文はしたと思われる。五代の記錄では一〇〇～二〇〇文の間である。宮澤註(2)論文參照。

(75) 宋代銅鐵錢の公定比價と民間比價の考察は、陝西・河東の事例だけでは資料的に不十分である。この點に關しては四川の事例と比較する必要がある。宮澤註(3)論文參照。

(76) 註(12)參照。大鐵錢の當三への貶價の際、民に自殺者も出た事件の直接の原因は、變法の直前、傅永が大錢を種糧錢として低利で農民に貸出し、その後で當三への變更が公布されたことである。この事件は民と官との現錢のやりとりが原因であるかのように見えるが、そもそも農民が大錢を當十錢として官から借りたのは、民間でこれが當十として通用するからである。かりに大錢が民間で當十より低い評價で通用していたとするなら、官から當十として借りることは不利であり、借財の動機は抑えられる。また當三への貶價が公布されたとき被害をまともに受けたのも、民間の大鐵錢の評價が公布と同時に低下し、それ以前の評價で通用しなくなったからである。

註(9)への補註　宋初陝西で鐵錢が流通したとする記事に開寶六年（九七三）の詔に、

川陝諸州犯竊盜、計銅鐵錢滿萬、強盜滿六千者、竝棄市。（『長編』卷一八、太平興國二年八月己卯）

というのがある。この詔は『宋會要』刑法三―一、定贓罪では、

劍南西川吏民、犯竊盜贓、以鐵錫錢計之、……。

とし、内容に違いが見られる。これらの記事を比較すると、『長編』に二重の誤りがあると考えられ、「川陝」は「川峽」に、「銅鐵錢」は「鐵錢」または「鐵錫錢」に改めなければならない。宮澤註(3)論文註(7)參照。

〔附記〕本稿は一九九二年度佛教大學學會特別研究助成による成果の一部である。

THE PROBLEM OF IRON COINS IN SHAANXI 陝西 AND HEDONG 河東 CIRCUITS DURING THE SONG PERIOD

MIYAZAWA Tomoyuki

In the Northern Song, iron coins were issued in the peripheral circuits such as Shaanxi and Hedong both in order to meet the increasing military expenditures necessitated by the XiXia threat and in order to uphold the copper cash standard by limiting the outflow of copper coins. By reexamining the changes in monetary policy regarding iron coins in these two circuits and investigating the mechanisms through which private coinage of iron coins came into being, this paper sheds light on some unique aspects of the monetary economy of Song China.

The coexistence of copper and iron coins necessitated a multiplex price system. The availability of different kinds of iron coins in different circuits prevented commodities from circulating on a nationwide scale. Both of these two factors, which partly contributed to private coinage of iron coins, seriously conditioned the development of the monetary economy of Song China.

The value of iron coins was apparently fixed arbitrarily by the state; that is, it had nothing to do either with the market forces of demand and supply or with the intrinsic value of the metal. The issue of iron coins played an important part in favor of the government finance, but it undermined the unity of the copper cash standard.

REGULAR TRIBUTE GRAIN 上供米 AND REGULAR TAX GRAIN 兩稅米 IN THE SOUTHERN SONG DYNASTY

SHIMASUE Kazuyasu

At the beginning of the Southern Song period, the regular tribute grain consisted, as it had in the Northern Song, of both regular tax grain